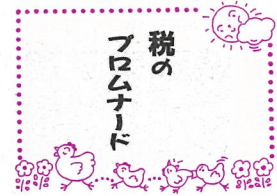




パートで働いた

ときの

税金は？



配偶者控除額と配偶者特別控除額の早見表

パートの年収	配偶者控除額	配偶者特別控除額	合計
70万円未満	38万円	38万円	76万円
70万円以上 75 //	38	33	71
75 //	38	28	66
80 //	38	23	61
85 //	38	18	56
90 //	38	13	51
95 //	38	8	46
100 //	38	3	41
103万円	38	-	38
103万円超 105万円未満	-	38	38
105万円以上110 //	-	36	36
110 //	-	31	31
115 //	-	26	26
120 //	-	21	21
125 //	-	16	16
130 //	-	11	11
135 //	-	6	6
140 //	-	3	3
141 //	-	-	-

税を知る週間

▶ 11/11 ~ 17日 ◀

行事名	税の無料相談	中・高生の税に関するポスター・作文・標語展
会場		
図書館前駐車場 (産業まつり・文化祭会場)	11/17(日) 午前9時 ~午後3時	—
エイトピア 2階ホール (八日市場)	11/16(土) 午前10時30分~ 午後4時	11/16(土)~23(土) 午前10時~ 午後8時
サンモール 1階タワーコート (旭)	11/15(金) 午前10時30分~ 午後4時	11/11(月)~15(金) 午前10時~ 午後8時

Q 私は、家庭の主婦で、現在近くのスーパーでパートとして働いています。今年の年収は96万円の見込で、ほかに収入はありません。

私には税金がかかりますか。また、夫の所得税を計算するとき、配偶者控除や配偶者特別控除を受けられますか。夫はサラリーマンで年収は500万円くらいです。

A パート収入は通常、給与所得となります。したがって年収から給与所得控除額（控除額は、年収に応じ法令で定められています。問の場合は65万円。）を差し引いた残額が、所得税では基礎控除38万円、住民税では非課税限度額34万円を超えない限り、税金はかかりません。

あなたの場合、

$$\begin{matrix} \text{(パート収入)} & \text{(給与所得控除)} & \text{(給与所得の金額)} & \text{(住民税の非課税限度額)} & \text{(所得税の基礎控除)} \\ 96\text{万円} & - & 65\text{万円} & = & 31\text{万円} < 34\text{万円} < 38\text{万円} \end{matrix}$$

となりますので、あなた自身には所得税も住民税もかかりません。

また、パートの年収が103万円未満ですから、ご主人の所得税を計算するとき配偶者控除額38万円を差し引くことができます。

さらに、配偶者特別控除についても、ご主人の合計所得金額が1000万円以下ですから差し引くことができ、その控除は8万円となります。

ご主人の年末調整のとき、所定の手続きを行って下さい。

◎青色申告決算説明会

日時 12月10日(火) 午後1時30分~4時
場所 役場第1・2会議室

◎年末調整等説明会

日時 11月22日(金) 午後1時30分~4時
場所 八日市場市民ふれあいセンター

● 軽自動車の申請手続・検査に テレホンサービスの利用を ●

10月1日から、軽自動車（三・四輪）の各種申請手続や検査関係などの案内がご家庭の電話やFAXから24時間受けられます。案内項目は、名義変更、住所変更、廃車手続、再交付、番号変更、検査手続など46項目です。

☎ 043-245-9191